介護老人保健施設	その事業として介護予防を行う者又は特定介護予防福祉用具販売事業者			その事業として介護予防支援計画を作成する者
介護保険法第九十四条第一項の許可	介護保険法第五十三条第一項本文の指定	介護保険法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十二条第一項本文の指定	介護保険法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十五条第一項本文の指定	介護保険法第五十八条第一項の指定
同法第九十九条第二項の規定による介護老人保健施設の廃止があつたとき、同法第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により同法第九十四条第一項の許可の取消しがあつたとき、又は同法第九十四条第一項の許可の効力が失われたとき。	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項、同法第百十五条の十第一項若しくは第百十五条の十一第一項の規定による同法第百十五条の十一第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一第一項本文の規定により同法第百十五条の十一第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項、同法第百十五条の十第一項若しくは第百十五条の十一第一項の規定による同法第百十五条の十一第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一第一項本文の規定により同法第百十五条の十一第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項、同法第百十五条の十第一項若しくは第百十五条の十一第一項の規定による同法第百十五条の十一第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一第一項本文の規定により同法第百十五条の十一第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の二十五第二項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の二十九の規定による同法第百十五条の三十一において準用する同法第百十五条の二十一第一項の指定の効力が失われたとき。
介護保険法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十二条第一項本文の指定	介護保険法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十五条第一項本文の指定	介護保険法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十五条第一項本文の指定	介護保険法第百十五条の十一において読み替えて準用する同法第七十五条第一項本文の指定	介護保険法第五十四条の二第一項本文の指定
同法第百十五条の十五第二項の規定による指定地域密着型介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の二第一項本文の規定による同法第百十五条の二十一第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項、同法第百十五条の十第一項若しくは第百十五条の十一第一項の規定による同法第百十五条の十一第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一第一項本文の規定により同法第百十五条の十一第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項、同法第百十五条の十第一項若しくは第百十五条の十一第一項の規定による同法第百十五条の十一第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一第一項本文の規定により同法第百十五条の十一第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の五第二項の規定による指定介護予防サービスの事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の九第一項、同法第百十五条の十第一項若しくは第百十五条の十一第一項の規定による同法第百十五条の十一第一項本文の指定の取消しがあつたとき、又は同法第百十五条の十一第一項本文の規定により同法第百十五条の十一第一項本文の指定の効力が失われたとき。	同法第百十五条の二十五第二項の規定による指定介護予防支援の事業の廃止があつたとき、同法第百十五条の二十九の規定による同法第百十五条の三十一において準用する同法第百十五条の二十一第一項の指定の効力が失われたとき。

第二条　生活保護法の一部を次のように改正する。

目次中「第八章　就労自立給付金（第五十五条の四・第五十五条の五）」を「第八章　就労自立給付金（第五十五条の四・第五十五条の五）」に、「第九章　被保護者就労支援事業（第五十五条の六）」を「第十章　被保護者就労支援事業（第五十五条の六）」に、「第十章」を「第十一章」に改める。

第二十七条の二中「実施機関は」の下に「、第五十五条の六第一項に規定する被保護者就労支援事業を行うほか」を加える。

第八十五条の次に次の一条を加える。

第八十五条の二　第五十五条の六第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十二章を第十三章とする。

第七十条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　その長が第五十五条の六の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

第七十一条中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　その長が第五十五条の六の規定により行う被保護者就労支援事業の実施に要する費用

第七十五条第一項に次の二号を加える。

三　市町村が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該市町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

四　都道府県が支弁した被保護者就労支援事業に係る費用のうち、当該都道府県の設置する福祉事務所の所管区域内の町村における人口、被保護者の数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額の四分の三

第十一章を第十二章とし、第十章を第十一章とし、第九章を第十章とし、第八章の次に次の一章を加える。

第九章　被保護者就労支援事業

第五十五条の六　保護の実施機関は、就労の支援に関する問題につき、被保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業（以下「被保護者就労支援事業」という。）を実施するものとする。

2　保護の実施機関は、被保護者就労支援事業の事務の全部又は一部を当該保護の実施機関以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。

3　前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、平成二十六年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第八条、第十条、第十三条及び第十七条の規定　公布の日

二　第一条中生活保護法第三十四条の改正規定（同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「前二項」を「第二項及び前項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える部分に限る。）及び同法第六十条の改正規定　平成二十六年一月一日

三　第二条の規定　平成二十七年四月一日

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、第一条及び第二条の規定による改正後の生活保護法の規定の施行の状況を勘案し、同法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。